

産業振興センターアスベスト含有分析調査業務委託仕様書

1 業務概要

調査対象施設の解体に伴い、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）（以下「石綿則」という。）に基づき、調査対象施設の石綿含有吹付材（レベル1）、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材（レベル2）及び石綿含有成形板等（石綿含有仕上塗材共）（レベル3）全てのアスベスト含有材を特定する。

2 調査対象施設

施設名	建築年	構造／階数	延床面積
産業振興センター	1969年（新築） 1992年（改修）	鉄筋コンクリート造 3階建て	1,411.68㎡

（貸与図書：1992年 産業振興センター改修工事の図面）

（予定検体数：55検体）※検体数は調査内容により増減があるものとする。

3 業務内容

調査対象施設に使用されている建材等について、下記の業務を実施し、調査報告書の作成を行う。なお、対象アスベストは「アモサイト」、「クリソタイル」、「クロシドライト」、「アクチノライト」、「アンソフィライト」、「トレモライト」の6種類とする。

また、調査報告書の作成については、石綿則に基づき、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月（令和8年2月改正））付録Ⅰの方法に準じて行う。

（1）図面調査及び目視調査

ア 図面調査：図面よりアスベストの使用の有無を調査する。

イ 目視調査：現地において、目視等により、アスベストの使用の有無を調査する。

（2）試料採取及び定性分析調査

上記（1）の結果、分析対象となる建材等があった場合には、次のとおり採取及び調査を行うこと。

ア 試料採取

- ・日程調整の上、調査対象施設において、発注者の指示する箇所からアスベスト含有の可能性がある建材等の試料を採取する。
- ・試料採取にあたっては、試料の採取箇所ごとに写真で記録し、報告書に添付する。
- ・試料採取箇所には、アスベストの粉じん等が飛散しないように、粉じん飛散防止剤を散布する。
- ・同一仕様の建物における試料採取は、複数採取する必要性がないことから発注者の指示により1検体を採取する。

イ 定性分析調査

- ・採取試料を定性分析し、アスベスト含有の有無及びその種類を特定する。
- ・調査、分析方法は、「建材中の石綿含有率の分析方法等の係る留意事項について」

(平成26年3月31日付け基安化発第0331号第3号)(JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2)に基づく定性分析調査を行うものとする。

4 技術者要件

(1) 図面調査・目視調査・試料採取

目視調査業務においては、建築物石綿含有建材調査者又は令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され目視調査を行う時点においても引き続き登録されている者が実施すること。

(2) 定性分析調査

定性分析調査業務においては、次のア～カのいずれかに該当する者が実施すること。

ア 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者

イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する石綿分析技術評価事業により認定されるAランクもしくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施するアスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)の修了者

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者

オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されているアスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター

カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業により認定される建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術の合格者

5 結果の報告

(1) 結果の報告

図面調査、目視調査及びアスベスト定性分析調査終了後速やかに結果を発注者へ伝えること。また、試料採取箇所が確定後速やかに採取箇所、部位、種類、形態等を発注者へ文書で伝えること。

(2) 報告書の作成

報告書は2部作成の上、電子データと合わせて提出する。なお、報告者の記載内容は次のとおりとする。

ア 3(1)の結果、対象となるアスベスト含有建材がない場合

- ・業務名
- ・目視調査日、調査内容及び調査結果(一覧及び図面)
- ・各種調査者(会社名、担当者名)

イ 3(1)の結果、対象となるアスベスト含有建材がある場合で3(2)の結果アスベスト含有建材が認められない場合

- ・業務名
- ・目視調査日、調査内容及び調査結果（一覧及び図面）
- ・検体採取箇所、数量、検体採取日及び検体採取箇所図面
- ・分析日、定性分析調査結果及び調査方法
- ・各種調査者（会社名、担当者名）
- ・検体採取写真

ウ 3(1)の結果、対象となるアスベスト含有建材がある場合で3(2)の結果アスベスト含有建材が認められる場合

- ・業務名
- ・目視調査日、調査内容及び調査結果（一覧及び図面）
- ・検体採取箇所、数量、検体採取日及び検体採取箇所図面
- ・分析日、定性分析調査結果及び調査方法
- ・各種調査者（会社名、担当者名）
- ・検体採取写真
- ・アスベスト含有箇所一覧及び図面

6 その他

- (1) 全ての報告書の提出は、工期最終日までとする。
- (2) 調査対象施設の図面については契約締結後、発注者から受注者に交付し、業務終了後速やかに発注者へ返還するものとする。
- (3) 受注者は、本業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。なお、災害及び事故が発生した場合は、速やかにその内容を監督職員に報告し、指示を受けること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と受注者で協議の上決定する。